

別記3 契約指定野菜安定供給事業実施要領

第1 趣旨

契約指定野菜安定供給事業は、あらかじめ締結した対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜をいう。ただし、第2の2の(3)の場合にあっては、登録認定農業者等の供給に係る契約につき、指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付及びあらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付を行うことにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

第2 事業の内容

この事業は、農畜産業振興機構が行う次に掲げるものとする。

- 1 2の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は交付金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために、法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（同項に規定する登録を受けた生産者に限る。）（以下「登録出荷団体等」という。）及び登録認定農業者等から徴収した負担金、契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人（以下「契約指定資金円滑化事業実施法人」という。）から納付された納付金並びに政府から交付された補助金をもって、契約指定野菜安定供給資金を造成する。
- 2 指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ対象野菜の供給に係る契約を締結した登録出荷団体等又は登録認定農業者等を対象とした次に掲げるもの
 - (1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に施行規則第4条で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下「委託生産者」という。）及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付する。
 - (2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等にその確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。
 - (3) 産地連携野菜供給契約（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第3条第6項及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第8項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録認定農業者等にその確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。

3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

第3 生産者補給交付金、生産者補給金及び交付金の区分

- 1 第2の2の(1)の生産者補給交付金は、第6の価格差補給交付金及び第7の出荷調整補給交付金とする。
- 2 第2の2の(1)の生産者補給金は、第6の価格差補給金及び第7の出荷調整補給金とする。
- 3 第2の2の(2)及び(3)の交付金は、第8の数量確保費用交付金とする。

第4 事業の対象となる契約

- 1 農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金等の交付の事業の対象となる契約（以下「個別契約」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 第6の価格差補給交付金等又は第7の出荷調整補給交付金等の交付の事業登録出荷団体等が2に規定する者との間で規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで及び第6号に規定する事項について締結したものであって、第5の業務区分の対象野菜ごとの数量及び価格が確認出来るもの
 - (2) 第8の数量確保費用交付金の交付の事業次に掲げる契約であって、第5の業務区分の対象野菜ごとの数量及び価格が確認出来るもの
 - ア 登録出荷団体等が2に規定する者との間で規則第7条各号に規定する事項について締結したもの
 - イ 登録認定農業者等が2に規定する者との間で地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）第2条各号及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（令和6年農林水産省令第50号）第6条各号に規定する事項について締結したもの
- 2 1に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方（以下「実需者等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
 - (2) 指定野菜の小売を業とする者
 - (3) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者
- 3 個別契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をもって取り交わされたものとする。

第5 業務区分

生産者補給交付金等の交付の業務は、第6の価格差補給交付金等、第7の出荷調整補給交付金等又は第8の数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び対象出荷期間

(生産者補給交付金等の交付の対象となる対象野菜（第8の数量確保費用交付金の場合にあっては、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜。以下同じ。）の出荷期間の区分として対象野菜ごとに農産局長が別に定める出荷期間を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。）ごとに区分して行うものとする。

第6 價格差補給交付金等の交付

1 價格差補給交付金等の交付の対象となる契約

農畜産業振興機構は、個別契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして農産局長が別に定めるものである場合は、價格差補給交付金又は價格差補給金（以下「價格差補給交付金等」という。）を交付する。

2 交付予約

(1) 價格差補給交付金等の交付は、農畜産業振興機構と登録出荷団体等があらかじめ締結する交付予約（價格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。）に基づき行うものとする。

(2) (1)の交付予約は、業務区分（第5の規定による区分をいう。以下同じ。）ごと及び業務対象年間（交付予約の対象期間として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、登録出荷団体等が申込期限（交付予約の申込期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。以下同じ。）までに申込をした上で、締結するものとする。

(3) (1)の交付予約に係る数量（以下「交付予約数量」という。）は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに個別契約において締結した対象野菜の数量（以下「契約数量」という。）（農産局長が別に定める基準を満たすものを含む。）を上回ることはできない。

(4) 登録出荷団体等は、特定登録生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に價格差補給金を配分する登録生産者をいう。）の構成員、登録生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合には、農畜産業振興機構に対して、(1)に定めるところにより締結した交付予約について、交付予約数量の減少又は交付予約の解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込みを行うことができるものとする。

(5) 登録出荷団体等が、(4)に定めるところにより農畜産業振興機構に対して交付予約数量の減少等を行う場合には、申込期限（交付予約数量の減少等の申込みを行うべき期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。）までに交付予約数量の減少の申込みをした上で締結され、又は、交付予約の解約の申込みをした上で解約が成立するものとする。

3 負担金の徴収等

(1) 農畜産業振興機構は、交付予約を締結したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させ、及び契約指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めるものとする。

- (2) (1)の負担金の額は、業務区分ごとに、旬ごとの資金造成単価（業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）に交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じて得た額とする。
- (3) (1)の納付金の額は、業務区分ごとに、資金造成単価に契約指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係る交付予約数量を乗じて得た額に、当該契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 価格差補給交付金等を交付する場合

- (1) 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により出荷した当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める卸売市場における旬別（農産局長が別に定める指定野菜にあっては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。5及び第8において同じ。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。
- (2) 農畜産業振興機構は、当該旬が(1)に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該旬が(1)に規定する場合に該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の旬に係る公表が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、価格差補給交付金等の交付申請を行うものとする。

5 価格差補給交付金等の金額

- (1) 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、旬別出荷数量（当該登録出荷団体が生産者の委託を受け、又は当該登録生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に個別契約に基づき出荷した当該対象野菜の数量をいう。ただし、当該業務区分における旬別出荷数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量（5において「旬別交付対象出荷数量」という。）の合計（5において「交付対象合計出荷数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、旬別交付対象出荷数量を交付対象合計出荷数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) (1)の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める価格差補給補填率を乗じて得た

額とする。

6 価格差補給交付金等の削減

農畜産業振興機構は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに価格差補給交付金等の額が当該業務区分ごと及び当該登録出荷団体等ごとの資金造成額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

第7 出荷調整補給交付金等の交付

1 出荷調整補給交付金等の交付の対象となる契約

農畜産業振興機構は、個別契約を登録出荷団体等が履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象野菜の廃棄等（廃棄すること又は家畜の飼料として提供することをいう。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

2 価格差補給交付金等に係る規定の準用

出荷調整補給交付金等の交付については、第6の2の(1)から(3)まで、3及び6の規定を準用する。この場合において、第6の2の(3)中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは、「個別契約において締結した対象野菜の数量に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める出荷調整限度率を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

3 出荷調整補給交付金等を交付する場合

(1) 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により対象野菜を出荷した場合であって、当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める卸売市場における日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める発動基準価額（消費税に相当する額を除く。）を下回った場合（以下「発動要件」という。）に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

(2) 農畜産業振興機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かその翌日にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該日が(1)に規定する発動要件を満たし、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った場合に、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の日に係る公表が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、出荷調整補給交付金等の交付申請を行うものとする。

4 出荷調整補給交付金等の金額

(1) 対象野菜についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷

団体等ごとに資金造成単価に、実需者等向け出荷調整相当数量（当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量のうち個別契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量をいう。ただし、3の(1)により出荷調整を実施した旬（4において「発動旬」という。）に係る実需者等向け出荷調整相当数量の合計（4において「合計出荷調整相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

- (2) 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。
ただし、当該算定結果が、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

Aは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬の旬別契約等数量

Eは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出された計画に記載されたものをいう。）

- (3) 旬別契約等数量が登録出荷団体を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、(2)の実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

第8 数量確保費用交付金の交付

1 数量確保費用交付金の交付の対象となる契約

- (1) 農畜産業振興機構は、個別契約に定める取引価額が10日を超える期間において固定された価額であって、実需者等に対して個別契約に定める数量の指定野菜を供給したときは、登録出荷団体等に対して数量確保費用交付金を交付する。
- (2) 農畜産業振興機構は、次に掲げる要件の全てに該当する産地連携野菜供給契約に基づき、実需者等に対して産地連携野菜供給契約に定める数量の指定野菜を供給したときは、登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。
- ア 当該契約に係る当該指定野菜の供給の期間が連續（各登録認定農業者等ごとの当該指定野菜の供給の期間（以下「個別供給期間」という。）が重複することを含む。）し、複数の当該指定野菜の対象出荷期間にまたがること。
- イ 当該契約に係る個別供給期間がそれぞれ30日を超えること、かつ、個別供給期間における取引価額が10日を超える期間において固定された価額であること。
- ウ 当該契約に係る全ての個別供給期間が重複する期間が、当該契約に係る当該指定野菜の供給の期間の5割を超えないこと。

2 價格差補給交付金等に係る規定の準用

- (1) 数量確保費用交付金の交付については、第6の2の(1)から(3)まで、3及び6の規定を準用する。この場合において、第6の2の(1)及び(2)、3並びに6中「登録出荷団体等」とあるのは、「登録出荷団体等又は登録認定農業者等」と読み替え、第6の2の(3)中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは、「個別契約において締結した対象野菜の数量に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める数量確保限度率を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。
- (2) (1)により読み替えて準用する第6の2の(2)の交付予約の申込みを登録認定農業者等がする場合にあっては、読み替えて準用する第6の3の(2)の登録認定農業者等が負担すべき割合は10分の4とし、読み替えて準用する第6の3の(3)の契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合は10分の1とする。ただし、登録認定農業者等は、農産局長が別に定める場合に限り、その選択により、(1)の規定により読み替えて準用する第6の3の(2)の登録認定農業者等が納付する割合を10分の5とし、(1)の規定により読み替えて準用する第6の3の(3)の契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を10分の0とする交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込むことができる。
- (3) 農畜産業振興機構と登録認定農業者等が(2)ただし書の交付予約を締結しようとする場合には、交付予約を締結するまでに、当該対象野菜について、農産局長が別に定めるところにより、契約取引の推進に関する計画に係る都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 数量確保費用交付金を交付する場合

- (1) 数量確保費用交付金の交付は、第2の2の(2)に規定する対象野菜と同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合であって平均取引価額が農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める指標価額（消費税に相当する額を除く。）を上回った場合に当該旬に個別契約により出荷した当該指定野菜を対象として当該登録出荷団体等又は登録認定農業者等に対して行うものとする。
- (2) 農畜産業振興機構は、(1)の規定にかかわらず農産局長が別に定める特別の事由に該当するときは、数量確保費用交付金を交付することができる。
- (3) 農畜産業振興機構は、当該旬が(1)に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該旬が(1)に規定する場合に該当し、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の旬に係る公表が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、数量確保費用交付金の交付申請を行うものとする。

4 数量確保費用交付金の金額

数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等又は登録認定農業者等ごとに次のとおりとする。

- (1) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等が、旬別契約等数量の対象野菜を供給することが困難な場合において、個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画

していた数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出されたものをいう。）の当該対象野菜を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき

((3)において「仕向先変更」という。)は、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額と個別契約に定める取引価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した価額（以下(3)において「契約価額」という。）の差額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める仕向先変更補填率を乗じて得た旬別の交付金単価に、充当見込相当数量（旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量をいう。ただし、3の(1)又は(2)の規定に該当する旬（4において「発動旬」という。）に係る充当見込相当数量の合計（4において「合計充当見込相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出されたものをいう。）

(2) 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、(1)の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

(3) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等が、個別契約によらないで卸売市場に対象野菜を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜（国産に限る。）を当該登録出荷団体等又は登録認定農業者等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）（購入価額が購入限度価額（契約価額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める購入限度率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める購入補填率を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量（ただし、業務区分における発動旬に係る当該充当数量の合計（4において「合計充当数量」という。）と(1)の交付金単価に乘ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該発動旬に係る充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該交付予約数量から(1)の交付金単価に乘ずる数量を控除して得た数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

5 資金造成の特例

(1) 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、登録出荷団体等又は登録認定農業者等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」とい

う。)に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。

- (2) (1)の資金造成業務区分は、(1)に規定する申請のあった業務区分のうち第7の2において準用する第6の3の(2)又は第8の2において準用する第6の3の(2)の額の多い方の業務区分とする。
- (3) 資金造成業務区分に係る負担金の額は、資金造成業務区分に係る第6の3の(2)の額とする。
- (4) 資金造成業務区分に係る納付金の額は、資金造成業務区分に係る第6の3の(3)の額とする。

第9 交付予約の上限

農畜産業振興機構の一の事業年度において、農畜産業振興機構と登録出荷団体等又は登録認定農業者等がこの事業に係る交付予約を締結することができる数量及び金額の合計の上限は、農産局長が別に定めるものとする。